

第二節 國民ノ服喪

第一 國民服喪ノ態様

—— 國葬令第四條ノ解釋問題

國葬令第四條ニ「皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ヲ行フ當日廢朝シ國民喪ヲ服スル旨規定セラルルモ、而モ「國民喪ヲ服ス」ノ態様如何ニ關シテハ、規程ノ定ムル所ナシ。喪服ニ關シテハ皇室服喪令第十八條ノ規定ニ依リ皇室喪服規程ノ勅定セラレタルアリ(明治四十四年六月十五日宮内省告示第土號)。皇室喪服規程其ノ他別段ノ定アルモノヲ除クノ外大喪第一期中ノ喪章ニ付テハ閣令ノ定ムル所アリ(大正元年八月一日閣令第二號)。又喪服ヲ用ナル範圍ニ付テモ皇室喪服規程ニハ「陸海軍ノ下士及兵卒ハ喪章ヲ附セサルコトヲ得」(第三條)ルノ規定アリト雖モ、國葬當日ニ於ケル國民ノ服喪ニ關シテハ如何ナル範圍ニ於テ喪服ヲ著用スベキカ、又其ノ喪服ハ如何

ナル制式ニ從フベキカ等ニ付テ何等規定スル所ナシ。從ツテ今回ノ國葬ニ關シ、國民服喪ノ態様ニ付テ疑義ヲ生ジタル亦故ナキニ非ルナリ。之ニ付テハ、二ノ方法ヲ考ヘ得ベシ。即チ一ハ國民ノ常識ニ委シテ全然之ヲ放任スルコトナリ、他ハ内閣告示ヲ以テ喪服ヲ用ケル場合、喪服ノ制式等ニ付何等カノ定ヲ公示スルコトナリ。仍テ横溝總務課長ハ、後者ニ依ルヲ妥當トスル法制局ノ意見ニ從ヒ、金森法制局參事官ト協議シ、更ニ淺田宮内省參事官トモ打合セタル後、六月一日左記告示案ヲ起案シ六月二日上申、堀切内閣書記官長、齋藤内閣總理大臣ノ決裁ヲ了セリ。

並美濃野紙十三行全、木村繪

閣甲第三九號

案起	昭和	年	六月	一日
裁可	昭和	年	月	日
施行	昭和	年	月	日
決定	昭和	年	月	日

佐野

内閣總理大臣 花押(齋藤) 内閣書記官長 堀切

内閣書記官 榑澤 川島 福田

(附箋)

本件、宮内省、法制局ト打合齊

告示案

内閣告示第 號

故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎國葬當日  
通常服又ハ之ニ相當スル服以上ノ服ヲ着用スル  
者ノ喪章ハ他ニ別段ノ定アル場合ノ外其ノ服ノ

様式ニ從ヒ左腕ニ黒布ヲ纏ヒ又ハ左胸ニ蝶形  
結ノ黒布ヲ附ス

年 月 日

内閣總理大臣

右告示ハ内閣告示第三號トシテ六月二日付ヲ以テ同日ノ官  
報號外ニ依リ公布セラレタリ。  
此ノ告示ハ

(1) 喪服ヲ着用スベキ者ノ範圍ニ付積極的ニ規定スル所  
ナキモ、只「通常服又ハ之ニ相當スル服以上ノ服ヲ着用スル  
者ノ喪章」ヲ定ムルノミニシテ、大正元年閣令第二號ノ如  
ク廣ク和服又ハ洋服ニ付テノ喪章ヲ規定セザルヲ以テ、  
自ラ通常服又ハ之ニ相當スル服以上ノ服ヲ着用スル  
者ノミ喪章ヲ附スルコトニ解シ得ベシ。

(2) 「別段ノ定アル場合」外トハ陸軍葬喪令又ハ海軍葬  
喪令ハ固ヨリ、明治四十四年六月十五日宮内省官房  
調査課長依命通牒「皇室喪服規程勅定セラレタル  
ニ付喪服ヲ著シ又ハ喪服ヲ撤スル場合ニ關スル件」ノ

如キモノヲモ含ム。

皇室喪服規程勅定セラレタルニ付喪服  
ヲ著シ又ハ喪服ヲ撤スル場合ニ關スル件

一九六一

官房調査甲第二二八號

今般皇室喪服規程勅定相成候處左ニ掲ケタル事  
項ハ其ノ必要ヲ生シタル場合ニ於テ一々命令セ  
ラルル事ニ伺定メラレ候條大臣ノ命ニ依リ此段  
及通牒候也

明治四十四年六月十五日

調査課長

總務課長  
式部長官代理

宗秩寮總裁

一 左ノ場合ニ在リテハ皇室服喪令ノ規定ニ依リ  
喪ヲ服スル者ニ非スト雖喪服ヲ着用セシムヘ  
シ

第一 宮中喪ノ間宮中又ハ行幸ノ場所ニ參入  
スルトキ及供奉スルトキ

第二 皇后陛下皇太子殿下皇太子妃殿下喪ヲ  
服セラルル間其ノ宮殿ニ參入スルトキ  
及供奉スルトキ

ニ 左ノ場合ニ在リテハ喪ヲ服スル者ハ其ノ喪服  
ヲ撤スヘシ

第一 宮中又ハ行幸ノ場所ニ參入スルトキ及

第二

供奉奉送又ハ奉迎スルトキ但シ大喪及  
宮中喪ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス  
皇后陛下皇太子殿下皇太子妃殿下其ノ  
他皇族ノ宮殿又ハ殿邸ニ參入スルトキ  
及供奉又ハ扈從スルトキ但シ喪ヲ服セ  
ラルル場合ハ此ノ限ニ在ラス